

佐久市中込1820-1

成康建設株式会社

代表取締役 小山 康弘 様

長野県知事 阿部 守一



一般建設業の許可の取消しについて（通知）

令和6年10月22日付けであなた（社、組合）から提出のあった廃業届に基づき、建設業法第29条第1項第5号の規定により、令和6年11月5日付けで下記に掲げる建設業許可を取消したので通知します。

記

- | | | |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 許可番号 | 長野県知事許可（般-3）第25295号 |
| 2 | 許可年月日 | 令和3年10月20日 |
| 3 | 建設業の種類 | 建築工事業 |

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、長野県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、長野県を被告として(訴訟において長野県を代表する者は長野県知事となります)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、正当な理由がある場合を除き、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。